平成２１年（フ）第３２４号
青森県弘前市大字宮川２丁目４番地１
債務者　工藤まり子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３２６号
青森県黒石市ちとせ３丁目71番地　ハイムちとせ203号
債務者　佐藤和歌子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３２７号
青森県平川市高畑前田92番地８
債務者　木村　真一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３３号
青森県弘前市大字取上４丁目６番地16
債務者　成田　範子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３４号
青森県弘前市大字城東５丁目７番地２　ハイム松橋101号
債務者　二村　　忍
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３４１号
青森県弘前市大字田町４丁目13番地９
債務者　一戸由美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７８号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目12番地２―405
債務者　西村　文夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２８４号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番16―1008号
債務者　前田　利行
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３３１号
釧路市春採３丁目17番８号　右
債務者　赤根　宏康
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１２３号
島根県出雲市知井宮町963番地１　雇用促進住宅西出雲宿舎１―502、前住所島根県出雲市荒茅町850番地
債務者　新出谷真樹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１２４号
島根県出雲市知井宮町963番地１　雇用促進住宅西出雲宿舎１―502、前住所島根県出雲市荒茅町850番地
債務者　新出谷恵子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１５２号
島根県出雲市塩冶町2095番地
債務者　加茂　俊平
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第５７５号
岡山市南区曽根289番地
債務者　樋口　　光
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８７号
岡山市北区中井町２丁目８番２号、前住所岡山県津山市小田中1858番地５
債務者　青木　りか
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９０号
岡山県備前市穂浪3793番地
債務者　遠藤　正紀
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４７８号
横浜市保土ケ谷区宮田町３丁目308番地　熊岡荘101号
債務者　葛原　忠幸
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部